

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 関係 第1条 目的 (削除) 1 「酒類業者等」の範囲 組合法第1条《目的》に規定する「酒類業者等」には、酒類製造業者及び酒類販売業者のほか、組合等を含むものとし、法9条《酒類の販売業免許》に規定する酒場、料理店等は含まない。 第5条 原 則 1 非営利の原則 組合法第5条《原則》第1号に規定する「営利を目的としないこと。」とは、組合が行うことのできる事業の範囲外において営利行為をしてはならないことはもちろん、組合が行うことのできる事業の範囲内においても営利行為をすることを禁止する趣旨であって、この場合の営利行為とは、営利を目的とする行為をいい、実際に利益を生じたかどうかは問わない。 (注) 1 (省略)	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 関係 第1条 目的 1 法運用上の留意点 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律は、酒税法の補完法たる性格を有し、酒税の保全のために必要な措置を行う権限を政府に付与するとともに、酒類製造業者又は販売業者が酒類業界の安定を図るとともに酒税の保全に協力するために組合等を組織し、これを運営することを規定した法律である。酒税収入を安定的に確保するためには、まず、酒類業者が自主的に組織した組合等の円滑な運営により酒類の取引の安定を図ることが要請される。したがって、組合等の監督に当たっては、その自主性を尊重し、政府において必要とする場合に発する酒税の保全のための勧告又は命令は必要、かつ、最小限度にとどめることはもとより、行き過ぎた干渉を行うことのないように配慮するとともに、組合等の健全な発展に努める必要がある。 2 「酒類業者等」の範囲 組合法第1条《目的》に規定する「酒類業者等」には、酒類製造業者及び販売業者のほか、組合等を含むものとし、法9条《酒類の販売業免許》に規定する酒場、料理店等は含まない。 第5条 原 則 1 非営利の原則 組合法第5条《原則》第1号に規定する「営利を目的としないこと。」とは、組合が行うことのできる事業の範囲外において営利行為をしてはならないことはもちろん、組合が行うことのできる事業の範囲内においても営利行為をすることを禁止する趣旨であって、この場合の営利行為とは、営利を目的とする行為をいい、実際に利益を生じたかどうかは問わない。 (注) 1 (同左)

改正後	改正前
<u>2 組合は、営利を目的としないことを原則とするものであるから、組合が徴収する使用料及び手数料等の額は、実費弁償額程度でなければならない。</u> <u>3 (省略)</u> 第6条 名 称 第1項、第2項、第3項及び第4項関係 1～2 (省略) (削除) <u>3 (省略)</u> 第7条 組合の地区 1 税務署の管轄区域の一部を地区とするものの取扱い (省略) (1) (省略) (2) 税務署の統合により、管轄区域が併合されることとなった場合において、併合前の<u>税務署の管轄区域</u>にあるそれぞれの組合が合併しても組合の事業の円滑な運営を阻害することとなるおそれがあると認められる場合 (3) (省略) 第8条 地区の重複禁止 (削除) 第19条 設立の認可 (削除)	(新設) <u>2 (同左)</u> 第6条 名 称 第1項、第2項、第3項及び第4項関係 1～2 (同左) <u>3 例外承認の時期</u> <u>組合規則第1条の2《名称の承認の申請》、第2条《地区の承認の申請》及び第3条《組合員の資格の承認の申請》に規定する申請に対する承認は、組合の設立の認可に先立って行うことを原則とするが、認可と同時に進めても差し支えない。</u> <u>(注) 名称及び地区の承認に関しては連合会について、名称の承認に関しては中央会についても同様である。</u> <u>4 (同左)</u> 第7条 組合の地区 1 税務署の管轄区域の一部を地区とするものの取扱い (同左) (1) (同左) (2) 税務署の統合により、管轄区域が併合されることとなった場合において、併合前の<u>税務署管下</u>にあるそれぞれの組合が合併しても組合の事業の円滑な運営を阻害することとなるおそれがあると認められる場合 (3) (同左) 第8条 地区の重複禁止 <u>第2項関係</u> <u>1 地区の重複禁止</u> <u>組合の地区の重複禁止の規定は、組合法第8条《地区の重複禁止》第2項ただし書に規定する場合を除き、例外を認めないから、組合の設立若しくは合併の認可又は地区の変更のための定款変更の認可に当たっては留意する。</u> <u>(注) 連合会についても同様である。</u> 第19条 設立の認可 <u>第2項関係</u> <u>1 設立の修正認可の禁止</u>

改正後	改正前
(削除) (削除) 1 「総合調整計画及びその実施に関する定めの内容と同一であるとき」の範囲 (省略) 第45条 協定の変更命令等 (削除) 第48条 過怠金 1 過怠金の徴収	1 協定の修正認可等の禁止 <u>組合法第43条《協定の設定及び変更》第1項の規定により所轄官庁が協定の設定又は変更の認可をする場合においては、その申請の内容を修正して認可し、又はその一部につき認可する等のはできない。</u> <u>(注) 1 上記についても第19条第2項関係の(注)の1を準用する。</u> 2 連合会及び中央会についても同様である。 2 協定の認可等の通知 <u>組合規則第7条《協定の設定の認可の申請》又は第8条《協定の変更の認可の申請》の規定により、協定又は変更の申請があった場合において、所轄官庁が認可するときは、文書をもってその旨を、また、認可しないときはその理由を付記した文書をもってその旨を、それぞれ当該申請組合に通知する。</u> <u>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</u> 3 「総合調整計画及びその実施に関する定めの内容と同一であるとき」の範囲 (同左) 第45条 協定の変更命令等 第1項関係 1 命令に基づく協定の変更の議決及び届出 <u>所轄官庁が、組合法第45条《協定の変更命令等》第1項の規定により協定の変更を命じた場合においては、組合は遅滞なく総代会を招集して協定の変更を議決するとともに、組合法第43条《協定の設定及び変更》第3項の規定による届出書を所轄官庁に提出しなければならない。</u> <u>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</u> 2 協定の変更命令又は認可取消の通知 <u>所轄官庁が、組合法第45条《協定の変更命令等》第1項の規定により協定の変更を命じ、又は同条第2項若しくは第3項の規定により協定の認可を取り消した場合においては、その理由を付記した文書をもって、その旨を当該組合に通知する。</u> <u>(注) 連合会及び中央会についても同様であること。</u> 第48条 過怠金 1 過怠金の徴収

改正後	改正前
(省略) (注) 1 (省略) (削除) 2 (省略)	(同左) (注) 1 (同左) 2 <u>かつての酒類業団体法(明治38年法律第8号)においては、市町村税の例により徴収することができたが、組合法においては、このような規定は存しない。</u> 3 (同左)
第52条 使用料及び手数料 1 「使用料」及び「手数料」の意義 組合法第52条((使用料及び手数料))に規定する「使用料」とは、定款で定めるところにより、組合の施設を利用した場合における対価をいい、同条に規定する「手数料」とは、定款で定めるところにより、組合に提供を求めた役務等に対する対価をいう。 (注) 1 <u>「使用料」及び「手数料」と非営利の原則の考え方は、第5条関係の1の(注)の2のとおりである。</u> 2 連合会及び中央会についても同様である。 (削除)	第52条 使用料及び手数料 1 「使用料」及び「手数料」の意義 組合法第52条((使用料及び手数料))に規定する「使用料」とは、定款で定めるところにより、組合の施設を利用した場合における対価をいい、同条に規定する「手数料」とは、定款で定めるところにより、組合に提供を求めた役務等に対する対価をいう。 (注) (新設) 連合会及び中央会についても同様である。 2 「使用料」及び「手数料」の額 <u>組合は、営利を目的としないことを原則とするものであるから、組合法第52条((使用料及び手数料))の規定により組合が徴収する使用料及び手数料の額は、実費弁償額程度でなければならない。</u> (注) <u>連合会及び中央会についても同様である。</u>
第54条 合併 (削除)	第54条 合併 1 酒類の品目を異にする酒造組合又は販売業の業態を異にする酒販組合の合併 <u>組合たる資格に係る酒類の品目を異にする酒造組合又は販売業の業態を異にする酒販組合が合併しようとする場合においては、原則として、組合法第9条《組合員の資格》第2項ただし書又は第4項ただし書の規定による所轄官庁の承認を受けた後でなければ、組合法第54条《合併》第4項において準用する組合法第19条《設立の認可》第1項に規定する合併の認可を申請することはできない。</u>

改正後	改正前
1 吸収合併の手続 (省略) (削除) 2 新設合併の手続 (省略) 第83条 準用 1 会員名簿の記載事項 連合会及び中央会の会員名簿には、組合法第83条《準用》において準用する組合法第29条《組合員名簿》第1項（第2号及び第3号を除く。）の規定により、各会員について名称及び住所ならびに加入の年月日を記載するほか、連合会にあっては、その会員ごとに会員たる組合の組合員の数（酒造組合連合会にあっては、さらに「組合令第5条の移出数量」）を、中央会にあっては、その会員ごとに会員たる連合会を組織する組合員の数又は会員たる組合の組合員の数（酒造組合中央会にあっては、さらに「組合令第5条の移出数量」）を掲記するようにさせる。この場合において、連合会若しくは中央会の会員たる組合又は中央会の会員たる連合会が合体組合であるときは、当該連合会若しくは中央会の会員たる資格に係る酒類の品目又は業態ごとに組合員の数（酒造組合連合会及び酒造組合中央会にあっては、さらに会員たる資格に係る酒類の品目の「組合令第5条の移出数量」）も記載するようにさせる。 第84条 酒税保全のための勧告又は命令 第1項及び第3項関係 1 勧告を受けた組合等又は組合等に参加していない酒類製造業者等の措置 組合等が、組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》第1項又は第3項の規定により、規制について所轄官庁の勧告を受けたときは、遅滞なく総会を招集して当該勧告の受諾の可否を議決	(注) 連合会及び中央会についても同様である。 2 吸収合併の手続 (同左) 3 吸収合併の場合の定款変更の認可申請書の添付書類 吸収組合が、2の(6)で定めるところにより定款変更の認可につき所轄官庁に申請する場合においては、組合規則第6条《定款の変更の認可の申請》に規定する書類のほか、合併契約書の写しを添付させる。 (注) 連合会及び中央会についても同様である。 4 新設合併の手続 (同左) 第83条 準用 1 会員名簿の記載事項 連合会及び中央会の会員名簿には、組合法第83条《準用》において準用する組合法第29条《組合員名簿》第1項（第2号及び第3号を除く。）の規定により、各会員について名称及び住所ならびに加入の年月日を記載するほか、連合会にあっては、その会員ごとに会員たる組合の組合員の数（酒造組合連合会にあっては、さらに「組合令第5条の移出数量」）を、中央会にあっては、その会員ごとに会員たる連合会を組織する組合員の数又は会員たる組合の組合員の数（酒造組合中央会にあっては、さらに「組合令第5条の移出数量」）を掲記するようにさせる。この場合において、連合会若しくは中央会の会員たる組合又は中央会の会員たる連合会が合体組合であるときは、当該連合会若しくは中央会の会員たる資格に係る酒類の品目又は業態ごとに組合員の数（酒造組合連合会及び酒造組合中央会にあっては、さらに会員たる資格に係る酒類の品目の「組合令第5条の移出数量」）を記載するようにさせる。 第84条 酒税保全のための勧告又は命令 第1項及び第3項関係 1 勧告を受けた組合等又は組合等に参加していない酒類製造業者等の措置 組合等が、組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》第1項又は第3項の規定により、規制について所轄官庁の勧告を受けたときは、遅滞なく総会を招集して当該勧告の受諾の可否を議決

改正後	改正前
するようにさせる。この場合において、組合等が当該勧告の受諾を議決したときは、その旨を所轄官庁に通知するものとし、受諾を否決したときは、理由を付してその旨を所轄官庁に<u>回答させる</u>。 また、組合等に参加していない酒類製造業者（法第28条《未納税移出》第6項の規定により酒類製造業者とみなされた者を含む。以下同じ。）又は組合等に参加していない販売業者が上記の規定に基づく所轄官庁の勧告を受けた場合においても、上記に準じ受諾の有無を<u>回答させる</u>。	するようにさせる。この場合において、組合等が当該勧告の受諾を議決したときは、その旨を所轄官庁に通知するものとし、受諾を否決したときは、理由を付してその旨を所轄官庁に<u>回答するようにさせる</u>。また、組合等に参加していない酒類製造業者（法第28条《未納税移出》第6項の規定により酒類製造業者とみなされた者を含む。以下同じ。）又は組合等に参加していない販売業者が上記の規定に基づく所轄官庁の勧告を受けた場合においても、上記に準じ受諾の有無を<u>回答するようにさせる</u>。
2～3（省略）	2～3（同左）
第2項関係	第2項関係
1 連続式蒸留機の新設及び拡張の承認等の取扱い 組合法第84条（（酒税保全のための勧告又は命令）第2項の規定に基づく連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令（昭和28年大蔵省令第9号。以下1において「臨時制限省令」という。）に関する連続式蒸留機の新設又は拡張の承認等については、次により取り扱う。 (1) 用語の定義 1において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 （削除） イ （省略） ロ （省略） ハ （省略） ニ （省略） ホ （省略） ヘ 「拡張」とは、既に設置されている連続式蒸留機に加工し、その連続式蒸留機的能力を増加させることをいい、次に掲げるものを含むものとする。 (イ) 既設の連続式蒸留機のもろみ塔又は精留塔をそのもろみ処理能力若しくはその精留能力より大きい能力のもろみ塔若しくは精留塔と取り替えること（<u>ホ</u>の(ハ)に該当するものを除く。）	1 連続式蒸留機の新設及び拡張の承認等の取扱い 組合法第84条（（酒税保全のための勧告又は命令）第2項の規定に基づく連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令（昭和28年大蔵省令第9号。以下1において「臨時制限省令」という。）に関する連続式蒸留機の新設又は拡張の承認等については、次により取り扱う。 (1) 用語の定義 1において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 イ 「<u>連続式蒸留機</u>」とは、法第3条《その他の用語の定義》第9号に規定する連続式蒸留機をいう。 ロ （同左） ハ （同左） ニ （同左） ホ （同左） ヘ （同左） ト 「拡張」とは、既に設置されている連続式蒸留機に加工し、その連続式蒸留機的能力を増加させることをいい、次に掲げるものを含むものとする。 (イ) 既設の連続式蒸留機のもろみ塔又は精留塔をそのもろみ処理能力若しくはその精留能力より大きい能力のもろみ塔若しくは精留塔と取り替えること（<u>ヘ</u>の(ハ)に該当するものを除く。）

改 正 後	改 正 前
(ロ) (省略) (ハ) 新たにもろみ塔若しくは精留塔を増設すること（ホの(ニ)に該当するものを除く。）。 (注) (省略) (削除)	(ロ) (同左) (ハ) 新たにもろみ塔若しくは精留塔を増設すること（ヘの(ニ)に該当するものを除く。）。 (注) (同左) (2) <u>連続式蒸留機の新設又は拡張の承認申請書の提出</u> <u>連続式蒸留機の新設又は拡張の承認申請書には、臨時制限省令第2項各号に規定する事項のほか、承認の参考資料とするため、新設又は拡張前後の連続式蒸留機について、次の事項を記載させるとともに当該連続式蒸留機の図面を添付させるものとする。</u> <u>イ ウイスキー原酒等専用蒸留機であるか、蒸留機であるかの区分</u> <u>ロ 製作者（当該連続式蒸留機の製作者とそのもろみ塔又は精留塔の製作者とが異なる場合においては、当該もろみ塔又は精留塔の製作者を含む。）の住所及び氏名又は名称</u> <u>ハ 型式</u> <u>ニ 各塔の直径、節数及び段数</u> <u>ホ 新設（もろみ塔及び精留塔を取り替える場合に限る。）又は拡張の場合には、取替え又は拡張箇所の説明</u> <u>ヘ 新設又は拡張に要する経費の調達方法</u> <u>ト 新設又は拡張の完了予定時期</u> <u>チ 新設又は拡張に伴い移設又は廃棄する連続式蒸留機がある場合には、その移設又は廃棄する連続式蒸留機の説明</u> <u>リ その他国税局長が必要と認める事項</u>
(2) (省略) (3) 蒸留機の新設の承認を与える場合（省略） イ～ニ (省略) ホ 蒸留機を設置している製造者が、企業合理化を図るため、既設の蒸留機により製造している酒類と同一の品目の酒類を製造するために蒸留機を新設する場合 (注) 企業合理化とは、蒸留機の新設又は拡張により、製造コスト若しくは物流コストの削減又は設備の近代化若しくは情報化の推進が図られるもの、製造場が狭あいなため新たな製造場に蒸留機を設置しようとするもの等をいう（(4)において同じ。）。	(3) (同左) (4) 蒸留機の新設の承認を与える場合（同左） イ～ニ (同左) ホ 蒸留機を設置している製造者が、企業合理化を図るため、既設の蒸留機により製造している酒類と同一の品目の酒類を製造するために蒸留機を新設する場合 (注) 企業合理化とは、蒸留機の新設又は拡張により、製造コスト若しくは物流コストの削減又は設備の近代化若しくは情報化の推進が図られるもの、製造場が狭あいなため新たな製造場に蒸留機を設置しようとするもの等をいう（(5)において同じ。）。

改正後	改正前
<u>(4)</u> 蒸留機の拡張の承認を与える場合 蒸留機の拡張は、蒸留機を設置している、又は<u>(3)</u>のイからハにより蒸留機を移設することとなる製造者が、企業合理化を図るため、既設の、又は移設することとなる蒸留機を拡張する場合で、その申請者について、申請前3か月間に酒税の滞納がなく、かつ、拡張により酒税の滞納を生ずるおそれがないと認められる場合は承認するものとする。 (削除)	<u>(5)</u> 蒸留機の拡張の承認を与える場合 蒸留機の拡張は、蒸留機を設置している、又は<u>(4)</u>のイからハにより蒸留機を移設することとなる製造者が、企業合理化を図るため、既設の、又は移設することとなる蒸留機を拡張する場合で、その申請者について、申請前3か月間に酒税の滞納がなく、かつ、拡張により酒税の滞納を生ずるおそれがないと認められる場合は承認するものとする。 <u>(6)</u> 蒸留機の使用変更に関する留意事項 <u>蒸留機をウイスキー原酒等の製造に使用変更をしようとする製造者は、使用変更する蒸留機を使用変更する前の状態のままで引き続き使用する場合等には、蒸留機の内部に使用変更前の異品目の酒類が残留していることがあるため、使用に先立って、水蒸留を行う等の方法により残留物を除去し、残留していないことを確認したうえで使用すること。</u> <u>なお、ウイスキー原酒等専用蒸留機でウイスキー原酒とブランデー原酒を前後して引き続き製造しようとする場合においても、同様とする。</u>
第 86 条の 5 酒類の品目等の表示義務 1 酒類の表示の取扱い等 (削除) <u>(1)</u> 表示を要しない酒類	第 86 条の 5 酒類の品目等の表示義務 1 酒類の表示の取扱い等 <u>(1) 総則</u> <u>イ 酒類の表示の意義</u> <u>酒類の表示は、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、適正に行うものとする。</u> <u>(注) 酒類には、表示義務事項及び表示基準に基づく表示のほか、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律 134 号。以下「景表法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「リサイクル法」という。）等の表示が行われているが、組合法第 86 条の 5 《酒類の品目等の表示義務》及び組合法第 86 条の 6 《酒類の表示の基準》では、組合法に規定する酒類の表示（表示義務事項及び表示基準）について定めているものであるから留意する。</u> <u>ロ 表示を要しない酒類</u>

改正後	改正前
(省略)	(同左)
(2) 見本用の酒類の表示 (省略)	ハ 見本用の酒類の表示 (同左)
(3) 製造場等の所在地及び住所の表示 (省略)	ニ 製造場等の所在地及び住所の表示 (同左)
(4) 容器の容量の表示 (省略)	ホ 容器の容量の表示 (同左)
(5) アルコール分及びエクス分の表示 (省略)	ヘ アルコール分及びエクス分の表示 (同左)
(6) 表示に用いる文字の種別 (省略)	ト 表示に用いる文字の種別 (同左)
(削除)	<u>(イ) 酒類の品目は、法又は組合規則に表記されている文字の種別とする。</u> <u>なお、「焼酎乙類」、「本味酎」等、法が施行される以前に既に慣熟した表記として使用されていたものについては、これを使用することとしても差し支えない。</u> <u>(ロ) (同左)</u> <u>(ハ) 容器の容量、アルコール分、エクス分及び(ロ)の税率適用区分の数字は、原則としてアラビア数字とする。</u> チ 製造場に移入した輸入酒類をそのままの状態で移出する場合の取扱い (同左) リ アルコール含有医薬品の表示 薬事法の規定により厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で酒類に該当するものについては、<u>組合法第 86 条の 5《酒類の品目等の表示義務》に定める表示を行わないこととしても差し支えない。</u> (削除)
イ (省略) ロ 容器の容量、アルコール分、エクス分及び税率適用区分の数字は、原則としてアラビア数字とする。 (7) 製造場に移入した輸入酒類をそのままの状態で移出する場合の取扱い (省略) (8) アルコール含有医薬品の表示 薬事法の規定により厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で酒類に該当するものについては、<u>組合法第 86 条の 5《酒類の品目等の表示義務》に定める表示を行わないこととしても差し支えない。</u> (削除) (削除)	ヌ <u>誤認されるような表示の防止</u> <u>酒類の容器又は包装に商品名等を表示する場合には、他の品目の酒類と誤認されるような表示を行わないよう啓発する。</u> <u>(注) 酒類以外の物品であつて、酒類と誤認される表示が行われたときには、不正競争防止法（平成 5 年法律第 57 号）又は景表法により対処することになるのであるから留意する。</u> ル <u>他の法律の規定に基づく表示</u> <u>食品衛生法、景表法、リサイクル法その他の法律に基づく表示は、それぞれの規定に沿</u>

改正後	改正前
2 酒類の容器に対する品目等の表示の取扱い 酒類の品目の表示は、次のとおりとする。 (1) 酒類の品目の表示方法 イ 酒類の品目は、法又は組合規則に表記されている文字の種別とする。 なお、「焼酎乙類」、「本味酎」等、法が施行される以前に既に慣熟した表記として使用されていたものについては、これを使用することとしても差し支えない。 ロ (省略) (削除) (削除) (削除) ハ (省略) ニ (省略) ホ (省略) ヘ (省略) ト 酒類の容器又は包装に商品名等を表示する場合には、他の品目の酒類と誤認されるような表示を行わないこと。 (2) 表示する場所 表示する場所は、次のとおりとする。ただし、容器の形態等に照らして、次により難い場合には、適宜の場所、酒類の品目の表示以外の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を表示する側以外の場所（底部を除く	<u>う適正なものとするよう啓発する。</u> (2) 酒類の品目等の表示の取扱い <u>イ 酒類の容器に対する表示</u> <u>(イ) 酒類の品目の表示</u> 酒類の品目の表示は、次のとおりとする。 <u>A 酒類の品目の表示は、次による。</u> <u>(A) (同左)</u> <u>(B) 容器の容量が 360ml 以下の酒類については、王冠又はキャップ（これに類似するものを含む。）に表示することとしても差し支えない。</u> <u>(C) 清酒のこもかぶり品のように容器に表示証等を貼付又は直接印刷することができない酒類については、例えば、さげ札を用いて表示することとしても差し支えない。</u> <u>(D) キャップシールに表示する場合には、容器を開栓したときに、当該キャップシールの当該容器に付着した残り部分に酒類の品目の表示が残るように行うものとする（容器の容量が 360ml 以下の酒類を除く。）。</u> <u>(E) (同左)</u> <u>(F) (同左)</u> <u>(G) (同左)</u> <u>(H) (同左)</u> (新設) <u>B 表示する場所は、次のとおりとする。</u> ただし、容器の形態等に照らして、次により難い場合には、適宜の場所、酒類の品目の表示以外の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を

改正後	改正前																																																
。)に表示することとしても差し支えない。 <u>イ</u> (省略) <u>ロ</u> (省略) <u>ハ</u> (省略) <u>ニ</u> <u>イからハまでの容器詰品以外のものについて</u> <u>ては、その容器の形態等に照らして、イから</u> <u>ハまでに準じて表示するものとする。</u> (注) (省略) <u>ホ</u> <u>容器の容量が 360ml 以下の酒類については</u> <u>、王冠又はキャップ（これに類似するものを</u> <u>含む。）に表示することとしても差し支えない。</u> <u>ヘ</u> <u>清酒のこもかぶり品のように容器に表示証</u> <u>等を貼付又は直接印刷することができない酒</u> <u>類については、例えば、さげ札を用いて表示</u> <u>することとしても差し支えない。</u> <u>ト</u> <u>キャップシールに表示する場合には、容器</u> <u>を開栓したときに、当該キャップシールの当</u> <u>該容器に付着した残り部分に酒類の品目の表</u> <u>示が残るように行うものとする（容器の容量</u> <u>が 360ml 以下の酒類を除く。）。</u> (3) <u>表示する文字の大きさ</u> <u>イ 原則</u> 「酒類の品目」の文字の大きさは、容器の容量、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。 <u>なお、容器の容量が 100ml 以下の酒類については、適宜の大きさの文字によることとしても差し支えない。</u> <table><tr><th>文字の数</th><th>2</th><th>3</th><th>4以上</th></tr><tr><th>活字の 大きさ</th><th>ポイント (号)</th><th>ポイント (号)</th><th>ポイント (号)</th></tr><tr><td>容量別</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.6 l 超</td><td>42 ポイント (初号)</td><td>26 ポイント (1 号)</td><td>26 ポイント (1 号)</td></tr><tr><td>1.8 l 超 3.6 l 以下</td><td>26 ポイント (1 号)</td><td>22 ポイント (2 号)</td><td>16 ポイント (3 号)</td></tr><tr><td>1 l 超 1.8 l 以下</td><td>22 ポイント</td><td>16 ポイント</td><td>14 ポイント</td></tr></table>	文字の数	2	3	4以上	活字の 大きさ	ポイント (号)	ポイント (号)	ポイント (号)	容量別				3.6 l 超	42 ポイント (初号)	26 ポイント (1 号)	26 ポイント (1 号)	1.8 l 超 3.6 l 以下	26 ポイント (1 号)	22 ポイント (2 号)	16 ポイント (3 号)	1 l 超 1.8 l 以下	22 ポイント	16 ポイント	14 ポイント	表示する側以外の場所（底部を除く。） に表示することとしても差し支えない。 。 <u>(A)</u> (同左) <u>(B)</u> (同左) <u>(C)</u> (同左) <u>(D)</u> <u>(A) から (C) までの容器詰品以外</u> <u>のものについては、その容器の形態等</u> <u>に照らして、(A) から (C) までに準</u> <u>じて表示するものとする。</u> (注) (同左) (新設) (新設) (新設) <u>C 表示する文字の大きさは、次の大きさとする。</u> <u>(A) 「酒類の品目」の文字の大きさは、容</u> <u>器の容量、文字の数に応じて、次に掲</u> <u>げる活字の大きさ以上とする。</u> <table><tr><th>文字の数</th><th>2</th><th>3</th><th>4以上</th></tr><tr><th>活字の 大きさ</th><th>ポイント (号)</th><th>ポイント (号)</th><th>ポイント (号)</th></tr><tr><td>容量別</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.6 l 超</td><td>42 ポイント (初号)</td><td>26 ポイント (1 号)</td><td>26 ポイント (1 号)</td></tr><tr><td>1.8 l 超 3.6 l 以下</td><td>26 ポイント (1 号)</td><td>22 ポイント (2 号)</td><td>16 ポイント (3 号)</td></tr><tr><td>1 l 超 1.8 l 以下</td><td>22 ポイント</td><td>16 ポイント</td><td>14 ポイント</td></tr></table>	文字の数	2	3	4以上	活字の 大きさ	ポイント (号)	ポイント (号)	ポイント (号)	容量別				3.6 l 超	42 ポイント (初号)	26 ポイント (1 号)	26 ポイント (1 号)	1.8 l 超 3.6 l 以下	26 ポイント (1 号)	22 ポイント (2 号)	16 ポイント (3 号)	1 l 超 1.8 l 以下	22 ポイント	16 ポイント	14 ポイント
文字の数	2	3	4以上																																														
活字の 大きさ	ポイント (号)	ポイント (号)	ポイント (号)																																														
容量別																																																	
3.6 l 超	42 ポイント (初号)	26 ポイント (1 号)	26 ポイント (1 号)																																														
1.8 l 超 3.6 l 以下	26 ポイント (1 号)	22 ポイント (2 号)	16 ポイント (3 号)																																														
1 l 超 1.8 l 以下	22 ポイント	16 ポイント	14 ポイント																																														
文字の数	2	3	4以上																																														
活字の 大きさ	ポイント (号)	ポイント (号)	ポイント (号)																																														
容量別																																																	
3.6 l 超	42 ポイント (初号)	26 ポイント (1 号)	26 ポイント (1 号)																																														
1.8 l 超 3.6 l 以下	26 ポイント (1 号)	22 ポイント (2 号)	16 ポイント (3 号)																																														
1 l 超 1.8 l 以下	22 ポイント	16 ポイント	14 ポイント																																														

改 正 後				改 正 前			
	(2号)	(3号)	(4号)	下	(2号)	(3号)	(4号)
360ml 超 1 l 以下	16 ポイント (3号)	14 ポイント (4号)	10.5 ポイン ト (5号)	360ml 超 1 l 以 下	16 ポイント (3号)	14 ポイント (4号)	10.5 ポイン ト (5号)
360ml 以下	14 ポイント (4号)	10.5 ポイン ト (5号)	7.5 ポイン ト (6号)	360ml 以下	14 ポイント (4号)	10.5 ポイン ト (5号)	7.5 ポイン ト (6号)

ロ 粉末酒の場合

粉末酒の文字の大きさは、粉末酒の重量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

活字の大きさ 重量別	ポイント (号)
1 kg 超	42 ポイント (初号)
500g 超 1 kg 以下	22 ポイント (2号)
100g 超 500g 以下	16 ポイント (3号)
100g 以下	14 ポイント (4号)

ハ しょうちゅうの「組合規則第 11 条の 3 《表示方法の届出等》第 4 項に規定する連続式蒸留しょうちゅうの①及び単式蒸留しょうちゅうの②の記号」については、容器の容量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

活字の大きさ 容量別	ポイント (号)
3.6 l 超	26 ポイント (1号)
1.8 l 超 3.6 l 以下	16 ポイント (3号)
1 l 超 1.8 l 以下	14 ポイント (4号)
360ml 超 1 l 以下	10.5 ポイント (5号)
360ml 以下	7.5 ポイント (6号)

(削除)

(削除)

ただし、「粉末酒」の文字の大きさは、粉末酒の重量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

活字の大きさ 重量別	ポイント (号)
1 kg 超	42 ポイント (初号)
500g 超 1 kg 以下	22 ポイント (2号)
100g 超 500g 以下	16 ポイント (3号)
100g 以下	14 ポイント (4号)

(B) 「組合規則第 11 条の 3 《表示方法の届出等》第 4 項に規定する連続式蒸留しょうちゅうの①及び単式蒸留しょうちゅうの②の記号」については、容器の容量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

活字の大きさ 容量別	ポイント (号)
3.6 l 超	26 ポイント (1号)
1.8 l 超 3.6 l 以下	16 ポイント (3号)
1 l 超 1.8 l 以下	14 ポイント (4号)
360ml 超 1 l 以下	10.5 ポイント (5号)
360ml 以下	7.5 ポイント (6号)

(C) 容器の容量が 100ml 以下の酒類については、適宜の大きさの文字によることとしても差し支えない。

D 表示の方法が組合規則第 11 条の 3 《表示方法の届出等》第 3 項に規定する「明らかに判読できる」ものであるかどうかの判定は、容器の大きさ、形態、文字の太さ及び表示証等の色調、図形等を総合的にみて、届出を受けた国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（沖縄地区税関長を含む。以下この条において同じ。）が行う。

改正後	改正前
<u>3 酒類の品目の表示方法の届出の効力</u> (削除) (削除) (削除) (削除)	<u>(ロ) 酒類の品目の表示方法の届出の手續等</u> <u>酒類の品目の表示方法の届出の手續等は、次による。</u> <u>A 組合規則第11条の3《表示方法の届出等》第1項に規定する酒類製造業者又は酒類販売業者（以下この条において「製造業者等」という。）が直接若しくは間接に構成する団体は、組合法の規定に基づかない任意の団体であっても差し支えない。</u> <u>B 組合規則の別紙様式第11の2に定める表示方法届出書（以下この条において「届出書」という。）の提出先は、次による。</u> <u>(A) 団体が届出を行う場合</u> <u>a 1 国税局の管轄区域よりも広い区域をその地区とする団体（中央会等）にあつては、国税庁長官</u> <u>b a 以外の団体で、1 税務署の管轄区域より広い区域をその地区とする団体（連合会等）にあつては、その団体の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（団体の主たる事務所の所在地がその団体の地区外にあるときは、その団体の地区を管轄する国税局長）</u> <u>c a 及びb 以外の団体にあつては、その団体の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長（団体の主たる事務所の所在地がその団体の地区外にあるときは、その団体の地区を管轄する税務署長）</u> <u>(B) 製造業者等が届出を行う場合</u> <u>a 他の税務署の管轄区域内に同一の品目の製造場等を有しない製造業者等にあつては、その製造場等又は住所地の所轄税務署長</u> <u>b a 以外の製造業者等にあつては、その主たる製造場等又はその住所地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長</u> <u>C 届出書には、当該届出に係る表示証等の使用を開始する時期を記載させるとともに、当該表示証等及び当該表示</u>

改正後	改正前
(削除) (削除) 届出の効力は、届出の対象となった製造場等ごとに、届出をした表示証等の全部（形、大きさ、内容等の一切）に及ぶものとする。ただし、次の場合は、既に届出をしている表示証等（以下「届出済表示証等」という。）の効力が及ぶものとして取り扱う。 ① （省略） イ （省略） ロ （省略） ② （省略） ③ （省略） ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） <u>4</u> 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示 （省略）	<u>証等を表示する場所を明示した略図を添付させる。</u> <u>なお、表示証等は色彩区分を明示した図案であっても差し支えない。</u> <u>D 税務署長を経由して国税局長に提出する場合は、経由する税務署分の届出書の写しを提出させるものとする。</u> <u>(ハ) 輸入酒類の届出手続等</u> <u>輸入酒類の届出の手續等は、(ロ)に定めるところに準じて行うこととし、その場合の届出書の提出先等については、次による。</u> <u>A 届出書は、輸入酒類を引き取る保税地域の所轄税関長（以下この(ハ)において「所轄税関長」という。）に提出する。</u> <u>B 輸入酒類に係る酒類の品目の表示方法について、既に他の税関長に届出済みであることを証する書類を所轄税関長に提示したときは、改めて届出書の提出を要しない。</u> <u>C 所轄税関長は、Bに掲げる届出済みであることを証する書類として、届出書の副本等に税関の審査印等を押なつて交付する。</u> <u>(ニ) 届出の効力</u> 届出の効力は、届出の対象となった製造場等ごとに、届出をした表示証等の全部（形、大きさ、内容等の一切）に及ぶものとする。ただし、次の場合は、既に届出をしている表示証等（以下この(ニ)において「届出済表示証等」という。）の効力が及ぶものとして取り扱う。 <u>A （同左）</u> <u>(A) （同左）</u> <u>(B) （同左）</u> <u>B （同左）</u> <u>C （同左）</u> <u>D （同左）</u> <u>E （同左）</u> <u>F （同左）</u> <u>(ホ) 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示</u> （同左）

改正後	改正前
(1) <u>アルコール分</u> アルコール分は、法に定める税率適用区分を同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。ただし、次の方法によることとしても差し支ない。 イ (省略) ロ (省略) ハ 輸入酒類について、容器のラベルに輸出国で表示されたアルコール分の表示があるものについては、「アルコール分はラベル（表ラベル又は裏ラベル）に記載」の旨の表示をすること。 (注) 当該取扱いが認められるのは、次に掲げる要件を満たす場合であるから留意する。 1 アルコール分の適用範囲が、上記(1)の本文又はロに該当する場合 2 (省略) (2) <u>税率適用区分</u> 税率適用区分の表示は、次による。 イ (省略) ロ (省略) ハ (省略) (3) (省略) (4) (省略) <u>5 酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い</u> (1) (省略) イ (省略) ロ (省略) (2) <u>酒類の包装に対する表示の取扱い</u> 酒類の包装に対する表示の取扱いは、原則として2に準ずるものとするが、次に掲げる事項については、それぞれに次に掲げるところにより取り扱う。 イ (省略) ロ (省略) (イ) (省略) (ロ) (省略) (ハ) (省略) (二) <u>酒類の品目を表示する文字の大きさについて</u>は、2の(3)の各表の「容量別」、	<u>A</u> アルコール分は、法に定める税率適用区分を同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。ただし、次の方法によることとしても差し支ない。 (A) (同左) (B) (同左) (C) 輸入酒類について、容器のラベルに輸出国で表示されたアルコール分の表示があるものについては、「アルコール分はラベル（表ラベル又は裏ラベル）に記載」の旨の表示をすること。 (注) 当該取扱いが認められるのは、次に掲げる要件を満たす場合であるから留意する。 1 アルコール分の適用範囲が、上記Aの本文又は(B)に該当する場合 2 (同左) <u>B</u> 税率適用区分の表示は、次による。 (A) (同左) (B) (同左) (C) (同左) C (同左) D (同左) ロ 酒類の包装に対する表示 (イ) (同左) A (同左) B (同左) (ロ) <u>酒類の包装に対する表示の取扱い</u> 酒類の包装に対する表示の取扱いは、原則としてイの(イ)及び(ホ)に準ずるものとするが、次に掲げる事項については、それぞれに次に掲げるところにより取り扱う。 A (同左) B (同左) (A) (同左) (B) (同左) (C) (同左) (D) <u>酒類の品目を表示する文字の大きさについて</u>は、イの(イ)のCの各表の

改正後	改正前
「重量別」を、それぞれ「総容量別」、「総重量別」に読み替えて準用する。 6 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い 組合令第8条の3((表示事項))第5項及び組合規則第11条の6((記号表示の届出))に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。 (1) (省略) (2) (省略) (3) 記号の表示方法 記号の表示は、<u>酒類製造業者又は酒類販売業者（以下この条において「製造業者等」という。）</u>の「氏名又は名称」の後に一体的に行うものとする。ただし、容器の形態等に照らして、一体的に行うことが困難な場合には、製造業者等の「氏名又は名称」の後に当該記号の記載場所を明記し、かつ、原則として、次のとおり当該記号が製造場等を表す記号である旨を明記するものとする。 (表示例) (省略) (削除) (削除) 7 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い (1) 省略することができる表示義務事項 組合令第8条の3《表示事項》第6項に規定する表示義務事項を省略することができる表示義務事項は、次のとおりとする。	「容量別」、「重量別」を、それぞれ「総容量別」、「総重量別」に読み替えて準用する。 △ 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い 組合令第8条の3((表示事項))第5項及び組合規則第11条の6((記号表示の届出))に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。 (イ) (同左) (ロ) (同左) (ハ) 記号の表示方法 記号の表示は、<u>製造業者等の「氏名又は名称」</u>の後に一体的に行うものとする。ただし、容器の形態等に照らして、一体的に行うことが困難な場合には、製造業者等の「氏名又は名称」の後に当該記号の記載場所を明記し、かつ、原則として、次のとおり当該記号が製造場等を表す記号である旨を明記するものとする。 (表示例) (同左) (二) 記号表示の届出 記号表示の届出をしようとする者は、<u>組合令第8条の3《表示事項》第1項から第3項までの規定による表示をすべき時まで</u>に、<u>組合規則第18条《経由機関等》に規定するところにより申請者の住所地等の所轄税務署長に提出するものとする。</u> (注) 記号表示の届出は、<u>1 製造場等につき1 記号の届出を行うものとし、商品ごとに届出を行うことのないように留意する。</u> ○ (ホ) 記号を変更しようとする場合の取扱い <u>届出をした記号を変更しようとする場合は、組合規則の別紙様式第11の3に規定する記号表示届出書を提出するものとする。</u> 三 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い (イ) 省略することができる表示義務事項 組合令第8条の3《表示事項》第6項に規定する表示義務事項を省略することができる表示義務事項は、次のとおりとする。

改正後	改正前
イ (省略) ロ (省略) ハ (省略) ニ (省略) (2) 異なる表示を行うことができる表示義務事項 組合令第8条の3《表示事項》第6項に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。 イ 組合法、組合令又は組合規則（平成18年4月28日付国税庁告示第10号を含む。以下ロ及びハにおいて同じ。）の改正により表示義務事項が削除又は変更された場合において、改正前の表示義務事項 なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類について表示義務事項の一部を表示する必要がなくなったとき及び表示義務事項に異動を生じたときは、「削除又は変更された場合」に準じて取り扱う。 ロ (省略) (削除) (削除) (削除)	A (同左) B (同左) C (同左) D (同左) (ロ) 異なる表示を行うことができる表示義務事項 組合令第8条の3《表示事項》第6項に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。 A 組合法、組合令又は組合規則（平成14年10月28日付国税庁告示第7号を含む。以下(ニ)及び(ホ)において同じ。）の改正により表示義務事項が削除又は変更された場合において、改正前の表示義務事項 なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類について表示義務事項の一部を表示する必要がなくなったとき及び表示義務事項に異動を生じたときは、「削除又は変更された場合」に準じて取り扱う。 B (同左) (ハ) 表示事項省略（異なる表示の）承認申請書の提出先 組合規則の別紙様式第11の4に規定する表示事項省略（異なる表示の）承認申請書（以下このニにおいて「承認申請書」という。）の提出先等は、イの（ロ）に定める表示方法の届出の手續と同様とする。 (ニ) 「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間等 「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間及び事項は、必要最小限の範囲（例えば、準備が完了するまでの最短期間）にとどめる。ただし、当該申請が組合法、組合令又は組合規則の改正に係るものである場合には、表示証等の在庫状況を勘案して承認期間を定めることとしても差し支えない。 (ホ) 組合法、組合令又は組合規則の改正により表示の省略又は異なる表示を行う期間が3か月未満である場合の取扱い

改正後	改正前
(削除) 第86条の6 酒類の表示の基準 1 総則 (削除) (1) 表示の基準における「容器」又は「包装」の取扱い等 (省略) (2) 表示の基準に基づく表示の取扱い等 イ (省略) (削除) 2 清酒の製法品質表示基準の取扱い 清酒の製法品質表示基準（平成元年11月22日付 国税庁告示第8号。以下この2において「表示基 準」という。）の取扱いは、次による。 (1) 表示基準の意義 清酒は、吟醸酒、純米酒又は本醸造酒等、製 法品質を異にする、特定名称を用いた高付加価 値商品が生産されているところであるが、<u>消費 者利益の保護の観点から、これらの清酒につい</u>	<u>組合法、組合令又は組合規則の改正によ り表示義務事項の表示の「省略」又は「異 なる表示」を行う期間が3か月未満である 場合には、承認申請書に準じて「省略」又 は「異なる表示」の届出を行わせることに より、承認を与えたこととする。</u> <u>(へ) 承認を与える場合の取扱い</u> <u>承認を与える場合は、「表示事項省略（ 異なる表示）の承認について」を申請者に 交付（税務署長を経由して申請されたもの である場合は当該税務署長経由）すると もに、承認の対象となる製造場等が2以上 である場合は、関係の国税局長又は税務署 長に通知する。</u> 第86条の6 酒類の表示の基準 1 総則 (1) <u>酒類の表示の基準の意義</u> <u>酒類の表示の基準は、酒類の製法、品質その 他これらに類する事項、未成年者の飲酒防止に 関する事項又は酒類の消費と健康との関係に関 する事項について、酒類製造業者又は酒類販売 業者が遵守すべき必要な表示の基準を定めて、 表示の適正化を図ることにより、酒類の取引の 円滑な運行及び消費者の利益を積極的に確保し ようとするものである。</u> (2) 表示の基準における「容器」又は「包装」の 取扱い等 (同左) (3) 表示の基準に基づく表示の取扱い等 イ (同左) <u>ロ 表示の基準に定めるもの以外のものに表示 の基準に定める事項を表示する場合には、消 費者の利益に資する観点から表示の基準に準 拠して行う。</u> 2 清酒の製法品質表示基準の取扱い 清酒の製法品質表示基準（平成元年11月22日付 国税庁告示第8号。以下この2において「表示基 準」という。）の取扱いは、次による。 (1) 表示基準の意義 清酒は、吟醸酒、純米酒又は本醸造酒等、製 法品質を異にする、特定名称を用いた高付加価 値商品が生産されているところであるが、<u>消費 者利益の保護及び清酒の需要拡大ひいては酒類</u>

改正後	改正前
て、特定名称を表示するにふさわしい製法品質を確保するとともに、表示の適正化を図るものである。	<u>業者の経営に資する観点から、これらの清酒について、特定名称を表示するにふさわしい製法品質を確保するとともに、表示の適正化を図るものである。</u>
(2)～(3) (省略)	(2)～(3) (同左)
3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等 組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」(平成6年12月28日付国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。)第2項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地(以下この3において「長官指定産地」という。)の指定及び我が国で保護する単式蒸留しょうちゅうの地理的表示の取扱い等は、次による。 (1)～(2) (省略) (削除)	3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等 組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」(平成6年12月28日付国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。)第2項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地(以下この3において「長官指定産地」という。)の指定及び我が国で保護する単式蒸留しょうちゅうの地理的表示の取扱い等は、次による。 (1)～(2) (同左) <u>(3) 長官指定産地として指定する場合の事務処理</u> <u>長官指定産地として指定を受けようとするものがある場合には、次により取り扱うものとする。</u> <u>イ 申請者は、原則として、組合等又はこれに相当する外国の法人とする。</u> <u>ロ 「国税庁長官指定産地申請書」(以下2において「申請書」という。)により作成した申請書を申請者の所轄国税局長に提出させること。</u> <u>なお、加盟国の清酒の産地を長官指定産地として指定を受けようとする当該加盟国の申請者がある場合には、申請書を国税庁長官に提出させること。</u> <u>ハ ロの申請書を受理した国税局長は、申請の内容についての調査書を作成し、指定の可否等についての意見を付して国税庁長官に進達すること。</u> <u>ニ 国税庁長官はロの申請書を受理したとき又はハの進達を受理したときは、長官指定産地として適当であるかどうかを調査し、その適否を申請者及びハの国税局長に回答するとともに、適当であると認めた産地についてはその旨を官報に告示する。</u> <u>(注) 加盟国の清酒の産地については、当該加盟国において、当該清酒の産地を表示する地理的表示が保護されている</u>

改正後	改正前
(削除) (3) 我が国で保護する地理的表示 (省略) 4 (省略) 5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等 酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。 (1)～(2) (省略) (3) 有機農産物加工酒類の製造方法等の基準 イ～ハ (省略) ニ 表示基準2の(4)「品目の表示」について (イ) (省略) (ロ) 「品目の表示に用いている文字」とは、 <u>第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の1《酒類の表示の取扱い等》の(6)及び2《酒類の容器に対する品目等の表示の取扱い》のイ又は5《酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い》の(2)に定める文字の大きさをいう。</u> (4)～(8) (省略) 第77条 届出 (削除) 第86条の9 酒類販売管理者	<u>場合に限り、長官指定産地として適当であると認めるのであるから留意する</u> (4) <u>長官指定産地の指定取消し</u> 次のいずれかに該当する場合は、長官指定産地としての指定を取消すこととし、その旨及びその理由を当該申請者に通知し、かつ、その旨を告示する。 <u>イ 長官指定産地として指定した産地について指定が不適当であると認められる事実があったとき。</u> <u>ロ 指定の取消しを受けたい旨、当該申請者等から申請があったとき。</u> (5) 我が国で保護する地理的表示 (同左) 4 (同左) 5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等 酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。 (1)～(2) (同左) (3) 有機農産物加工酒類の製造方法等の基準 イ～ハ (同左) ニ 表示基準2の(4)「品目の表示」について (イ) (同左) (ロ) 「品目の表示に用いている文字」とは、 <u>第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の1《酒類の表示の取扱い等》の(1)のト及び(2)のイの(イ)のC又はロの(ロ)に定める文字の大きさをいう。</u> (4)～(8) (同左) 第77条 届出 1 <u>成立又は解散に関する届出</u> <u>組合法第77条《届出》の規定による組合等の成立又は解散の届出書は、組合法第60条《設立の登記》、第63条《変更の登記》、第64条《解散の登記》又は第65条《合併の登記》の規定による登記をした日の翌日から起算して2週間以内に所轄官庁に提出させること。</u> 第86条の9 酒類販売管理者

改正後	改正前
第1項関係 1 酒類販売管理者の選任の意義 酒類販売管理者は、酒類小売業者（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する製造者又は販売業者をいう。以下第86条の9において同じ。）の販売場（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいう。以下第1項関係において「酒類の小売販売場」という。）において、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（法、組合法、未成年者飲酒禁止法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、独占禁止法、<u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）</u>等の法令をいう。以下同じ。）に基づいた適正な販売管理の確保を図るために酒類小売業者が選任するものである。 （注）（省略） 2～5 （省略） 第90条 解散命令 1 解散命令に伴う所轄官庁及び組合等の措置 組合法第90条《解散命令》の規定による所轄官庁の解散命令は、総会の議決を経るまでもなく、当然解散するものであるから、当該組合等は総会又は総代会を招集して、清算人の選任、残余財産の処分その他組合等の清算に必要な事項を議決する。 第91条 質問検査権 第1項関係 1 「当該職員」の意義 組合法第91条《質問検査権》第1項に規定する「当該職員」とは国税庁、国税局又は税務署の職員（<u>事務官、技官の別を問わない。</u>）であって、組合法に関する検査又は調査を<u>担当する課、係、部門等</u>に所属する者をいう。 <u>（削除）</u>	第1項関係 1 酒類販売管理者の選任の意義 酒類販売管理者は、酒類小売業者（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する製造者又は販売業者をいう。以下第86条の9において同じ。）の販売場（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいう。以下第1項関係において「酒類の小売販売場」という。）において、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（法、組合法、未成年者飲酒禁止法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、独占禁止法、<u>景表法</u>等の法令をいう。以下同じ。）に基づいた適正な販売管理の確保を図るために酒類小売業者が選任するものである。 （注）（同左） 2～5 （同左） 第90条 解散命令 1 解散命令に伴う所轄官庁及び組合等の措置 組合法第90条《解散命令》の規定による所轄官庁の解散命令は、総会の議決を経るまでもなく、当然解散するものであるから、<u>所轄官庁において組合法第73条《解散の登記の申請》第2項の規定による解散の登記をしなければならない。この場合において、</u>当該組合等は総会又は総代会を招集して、清算人の選任、残余財産の処分その他組合等の清算に必要な事項を議決する。 第91条 質問検査権 第1項関係 1 「当該職員」の意義 組合法第91条《質問検査権》第1項に規定する「当該職員」とは国税庁、国税局又は税務署の職員（<u>事務官、技官又は雇の別を問わない。</u>）であって、組合法に関する検査又は調査を<u>行うことをつかさどる課係</u>に所属する者をいう。 2 当該職員の質問検査 <u>組合法第91条《質問検査権》第1項に規定する当該職員の権限は、法の施行に必要な限度において認められるものであるから、当該職員が法第53</u>

改正後	改正前
第92条 交付金の交付 第1項関係 (省略) 第2項関係 1 交付金の使途 組合法第92条《交付金の交付》第2項の規定により、組合員又は役員等の報酬の支払に充てるために交付金を交付するものではない。 (注) 上記の趣旨から、交付金の会計は、他の一般会計と区分して収支予算を設定することが望ましい。 第2章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係 1 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い <u>資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。）</u>第24条第1項の規定に基づき制定された「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成3年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第1号。以下この第2章において「省令」という。）別表に定める缶の材質に関する表示の取扱いは次による。 (1)～(5) (省略)	<u>条《当該職員の権限》に規定する権限並びに国税犯則取締法第1条《質問、検査、領置》、第2条《臨検、搜索、差押》第1項及び第2項又は第3条《現行犯》に規定する犯罪捜査のための権限と混同して行使することのないように留意する。</u> 第92条 交付金の交付 第1項関係 (同左) 第2項関係 1 交付金の使途 組合法第92条《交付金の交付》第2項の規定により、組合員又は役員等の報酬の支払に充てるために交付金を交付するものではない<u>から、これらの者に交付金を支払わないことを明確にするようにさせる。</u> (注) 上記の趣旨から、交付金の会計は、他の一般会計と区分して収支予算を設定することが望ましい。 第2章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係 1 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い <u>リサイクル法第24条第1項の規定に基づき制定された「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成3年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第1号。以下この第2章において「省令」という。）</u>別表に定める缶の材質に関する表示の取扱いは次による。 (1)～(5) (省略)